平成30年第13回教育委員会会議録

日時:平成30年12月18日(火)

午後6時30分開会

場所:教育委員会室

出席委員	委	員	上	島		均
	委	員	滝	澤	多佳	子
	委	員	富	田	昌	亚
	委	員	中	村	光	_

出席者	教育長	倉	田	幸	則
	教育次長	宮	田	雅	司
	田	中		寛	
	教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長	下	里	秀	紀
	教育推進担当参事(兼)学校教育課長	片	岡	長	作
青少年·公民館事業担当参事				弥	生
	教育総務課教育財産管理担当副参事(兼)				
	施設担当副参事	水	谷	隆	彦
	学校教育課幼児教育課程担当副参事			富美子	
	教育研究支援課長	伊	藤	雅	子
	生涯学習課青少年担当副参事				
	(兼) 青少年センター所長	小	島	広	之

教育長 平成30年第13回教育委員会を開催します。傍聴はございません。本 日の議案の概要説明をお願いします。

教育次長 それでは、本日の議案の概要でございますが、第52号 平成30年度津市一般会計補正予算(第7号)<教委所管分>について、第53号 津市通学区域審議会委員の委嘱等について、第54号 津市立学校設置条例の一部の改正について、第55号 津市いじめ対策会議委員の一部委嘱替えについて、4件の議案について、審議をお願いします。詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明させますので、よろしくお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第52号から議案第55 号の議案4件です。このうち、議案第52号から議案第55号の議案4件につき ましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第1号及び第2号の規定に 該当するため、非公開としたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議ないようですので、議案第52号から議案第55号については 非公開と決定します。

議案第52号 平成30年度津市一般会計補正予算(第7号)<教委所管分>に ついて

議案第52号 非公開で開催

議案第52号 原案可決

議案第53号 津市通学区域審議会委員の委嘱等について

議案第53号 非公開で開催

議案第53号 原案可決

議案第54号 津市立学校設置条例の一部の改正について

議案第54号 非公開で開催

議案第54号 原案可決

議案第55号 津市いじめ対策会議委員の一部委嘱替えについて

議案第55号 非公開で開催

議案第55号 原案可決

教育長 それでは審議のほうに移りたいと思います。ここからは非公開といたします。では、議事に入りますので、まず、議案第52号 平成30年度津市一般会計補正予算(第7号) < 教委所管分>について、事務局から説明をお願いします。

教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長 はい。

教育長 下里参事。

教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長 まず、議案第52号の資料を御覧い ただきたいと思います。平成30年度津市一般会計補正予算(第7号)<教育委 員会所管分>につきまして、御説明を申し上げます。第1条でございますが、歳 入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26億3,525万6千円を追加し、歳 入歳出総額を121億5,361万4千円にしようとするもので、補正の内容で ございますが、空調設備の整備に対して国庫補助採択を受けた小中学校の普通 教室・特別教室、及び幼稚園の保育室の新設分と、国庫補助の不採択となりまし た普通教室・特別教室の更新分、及び給食室の新設・更新分に係ります空調設備 を設置するための工事費等の経費の計上でございます。次に、第2条繰越明許費 の補正でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰 り越して使用できる経費につきまして追加しようとするもので、2ページの第 2表「繰越明許費補正」を御覧いただきたいと思います。1段目の第10款教育 費第2項小学校費空調設備整備事業(小学校)、3段目の中学校費空調設備整備 事業(中学校)、及び5段目の幼稚園費空調設備整備事業(幼稚園)は、各学校・ 幼稚園に空調設備を設置するための実施設計費や工事費を、記載のとおり翌年 度に繰り越ししようとするものでございます。次に、2段目の小学校費のブロッ ク塀緊急対策事業、4段目の中学校費のブロック塀緊急対策事業費につきまし ては、9月の補正で工事の改修工事費を計上いたしました。これも教育委員会に お諮りをさせていただき、計上をいたしましたが、年度内に完成が見込めないと いうことで、工事費を記載のとおり翌年度に繰り越ししようとするものでござ います。次に5ページをお願いいたします。順に御説明を申し上げます。第10 款教育費第2項小学校費第1目学校管理費につきましては20億2,847万 1千円の計上で、学校施設維持補修事業20億2,847万1千円は、計画的に 進めておりますエアコン工事ですが、小学校の第2期の普通教室(14校196 室)に加えて、2020年度完成予定の第3期の普通教室の前倒し分(15校1 29室)及び、大規模改造工事を行なっております1校の普通教室11室ととも に、全ての小学校(45校215室)の特別教室・給食室に係る実施設計業務委

託料と工事請負費等でございます。第10款教育費第3項中学校費第1目学校管理費につきましては5億9,566万9千円の計上で、学校施設維持補修事業5億9,566万9千円は、大規模改造工事を行なっております1校の普通教室14室と、中学校107室の特別教室・給食室に係る実施設計業務委託料と工事請負費等でございます。6ページをお願いいたします。第10款教育費第4項教育費第1目幼稚園費につきましては1,111万6千円の計上で、幼稚園施設維持補修事業1,111万6千円は、既に空調設備が設置されております遊戯室等において、園児全員を保育する場合に、園児一人当たりの必要な面積基準を確保できない幼稚園3園の保育室4室を改修するための工事請負費でございます。次のところの一枚物の資料を見ていただきたいのですが、そちらに、各学校(小学校・幼稚園)に何教室・どれだけのエアコンを設置するのか、一覧表といいますか、資料を付けさせていただいておりますので、そちらをまた御覧いただきますようお願いします。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

教育長 国の補正予算の内示を受けて、このようなかたちで小学校の3期分の前倒しに加えて特別教室についても行なっていこうということで提案をさせてもらいました。まず、御質問等ありましたらお願いします。

教育長 中村委員どうぞ。

中村委員 国の補助の対象になったのは、3ページの国庫支出金のこの額ということですか。

教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長 国庫支出金として、これはブロック 塀も含めてなんですけれども、4億2,941万8千円の補助金が入ってまいります。

中村委員 そうすると、ほとんどが対象外だったということですか。

教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長 ほとんどが対象なんですけども、補助率が3分の1ですので、20億円中の3分の1ということになりますが、補助の基準額というのがございまして、上限がございますので、それに対する3分の1ということで、約4億円しか入ってこなかったということです。ブロック塀は1件、取り壊しただけのものが補助対象外になりました。それと、エアコンにつきましては、既設の古いものとか能力の低いものについて更新をさせていただ

くということで補助申請したんですが、その更新分は駄目ということで。それは 補助対象外とされましたが、台数としては少ない台数でございます。けども、単 独事業でそれは整備するということで、合計672室へエアコンを設置してい こう、というような考え方でございます。

教育長 よろしいでしょうか。

滝澤委員 はい。

教育長 滝澤委員、どうぞ。

滝澤委員 津市の小中学校・幼稚園は、これで全校にエアコンが設置されること になるんでしょうか。

教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長 一部大規模改造が3期で残っているところ、32年度に大規模改造工事が完了いたします西が丘小学校と久居中学校だけは特別教室への設置が32年度になりますので、2校の特別教室だけ少し遅れてしまうことになります。ただ、特別教室と普通教室と給食室ですので、よくある、多目的室とか相談室とかそういったものは今回の対象にはなっておりませんので、学校全ての教室なり、そういうお部屋にエアコンがついたというわけではございません。

滝澤委員 わかりました。

教育長 そのほか、御質問がありましたらお願いします。結局、国に申請したうちの新規分については認められて、更新分の普通教室と特別教室、それから給食室については補助対象外であったけども、それも合併特例債等を使って31年度中に実施をしていくという、そういうことですね。よろしいでしょうか。あとは御質問よろしいですか。

各委員 (そのほかの意見・質問等なし。)

教育長 それでは、御質問はないようですので、議案第52号につきましては、 原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 それでは、御異議なきようですので、議案第52号につきましては、原 案どおり承認といたします。続きまして、議案第53号の津市通学区域審議会委 員の委嘱等について、事務局から説明をお願いします。

【非公開】

学校教育課長 説明 各委員 質疑 学校教育課長 説明

教育長 議案第53号につきましては、原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。それでは、議案第53号につきましては、原案 どおり承認といたします。続きまして、議案第54号の津市立学校設置条例の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 教育長。

教育長 松谷副参事。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 議案第54号津市立学校設置条例の一部の改正について、説明させていただきます。10月の教育委員会で北立誠地区の教育児童施設の再編計画について御協議いただきました。北立誠幼稚園の閉園、それから、北立誠幼稚園舎に北立誠地区放課後児童クラブたつの子会の新施設を整備すること、幼稚園舎に北立誠地区放課後児童クラブたつの子会の新施設を整備すること、幼稚園舎に新コミュニティルームを整備すること、北立誠小学校の駐車場の整備等です。その後、11月7日に津市議会全員協議会でそのことについて御説明をさせていただきまして、意見交換を行い、さらに検討を深めることでお認めいただきました。その後、北立誠地区自治会連合会長をはじめとする関係団体の方への説明を行い、了解をいただいたところでございます。続きまして、議案第54号の詳細について説明させていただきます。今回の改正は、津市立北立誠幼稚園について、園児数の減少や今後園児数の増加の見込みのないこと、また、当該地区の課題への対応等から、平成31年3月31日をもって廃止することに伴い、条文の整理を行おうとするものでございます。1ページ目の

改正文を御覧ください。第2条第3号の表の中にあります北立誠幼稚園の行を削るもので、施行期日は平成31年4月1日です。2ページ目がその改正理由で、3ページ目は本条例の新旧対照表でございます。このことにつきましては、津市議会平成31年の臨時議会におきまして議案として提出を予定しております。幼稚園の閉園につきましては、地域の方々から「回覧を通してお知らせをしてほしい」との申し出がありましたので、年明けに北立誠地区への回覧の準備をしているところでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 北立誠幼稚園のことについてなんですけども、御質問等ありましたら よろしくお願いします。

生涯学習課青少年担当副参事(兼)青少年センター所長 教育長。

教育長 小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事(兼)青少年センター所長 今、松谷副参事に説明 をしてもらったところなんですけれども、もう少し地域の状況というのをお伝 えさせていただきたいと思います。全員協議会が11月7日にございまして、そ こで、先ほどの、北立誠幼稚園の閉園、それから、北立誠幼稚園舎に放課後児童 クラブたつの子会の新施設を整備すること、それから、北立誠幼稚園舎にコミュ ニティルームを設置すること、そしてまた、北立誠小学校に駐車場を整備するこ と、このことにつきまして全員協議会で諮らせていただきまして、これについて お認めいただいて、今後、地域や保護者の方々に対して説明をさせていただいて、 意見交換を行なって検討を深める、というふうなことを認めていただいたとい うことです。その同日、11月7日の夜に北立誠地区の自治会連合会会長宅へお 伺いしまして、御説明させていただいて、自治会、それから、保護者等へ御説明 をさせていただきたいというふうなことで御了解をいただきました。その後、1 1月7日、北立誠小学校のPTAの役員会がございましたので、そこへ出向きま して、また同様に御説明をさせていただきました。自治会連合会長様も了解いた だき、さらに北立誠小学校のPTA役員会におかれましても、この方向で進めて いくということで御了解をいただきました。その後、11月の12日に北立誠幼 稚園のPTAの方々への説明ということも行いまして、ここでも閉園というこ とには理解をいただいた、御了解をいただいた、というふうなことになりました。 あと、北立誠の放課後児童クラブのたつの子会がございまして、こちらのほうは 11月の8日、役員の主だった方々、それから、11月22日に役員会、12月

の7日には保護者全員というふうなことで、集まっていただく場で御説明をさせていただきました。こちらもこの方向で了解をいただきました。そして、12月の3日には自治会長様全員にお声がけをいたしまして、集まっていただきました。欠席された方もありますけども、そこでも御了解をいただいて、全体的な流れとしては、この案で特に反対意見等はなく、このかたちで進めていくということで地域が御理解いただいているものというふうに感じております。という状況だけ報告をさせていただきます。

教育長 先ほどの補足説明を含めまして、何か御質問等ございましたらお願い します。上島委員、どうぞ。

上島委員 全員協議会では恐らく賛成だと思うんですけど、内部だと思うんですよ。内部できちんとこの話し合いがされているのかどうか。もう一つ、今の話を聞いていたら、学校が「もうスペースがない。だから違う所へ行ってくれ」というのは、学校教育課がやるべきだと思うんです。学校教育課からきちんと説明してやって、その結果、例えば自治会に働きかけるのは、教育委員会じゃなくてしかるべき部署がやるべきだと思うんです。そのときに、話し合いの中で「どうしても使う人がいるのだったら、幼稚園の跡地について、学童はあるけどもその一部は使ってもらってもいい」という話のもとに、自治会長に動くのは教育委員会と違うのではないかなと思うんです。前もちょっと話させてもらいましたけども、そこら辺、すみ分けしないことには、何か、教育委員会が全部やっているような感じがするもので。しかも、いわば、学童の担当がやっているもので、もっとそれぞれがあるんじゃないかなと思うので、質問させてもらいます。

教育長 どうですか。小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事(兼)青少年センター所長 すみません。今、私が代表で御説明させていただきましたけれども、この動きは、もちろん、放課後児童クラブの部分は私ども青少年担当がメイン、学校の部分は学校教育課がメインということで、それぞれ連動して一緒には動いております。そういうふうに縦分けをしながら動いております。今の御説明は私が代表でさせていただきました。

教育長 上島委員が言ってみえるのは、教育委員会じゃなくて、市民部とかそういう教育委員会以外のところもきちんと、地域のことだから説明してもらう必要があるんじゃないかと、そういうことですよね。

上島委員 はい。

教育長 それを含めてどうですか。小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事(兼)青少年センター所長 今回、学校の施設の中にあるコミュニティルームを移すというふうなことであったわけですけれども、これにつきましては市民部とも連携しながら検討してまいりました。仕分けの仕方としましては、学校の施設の中にあるものを、今度新しく幼稚園舎が空いてくるということで、あくまでも教育委員会の施設を地域に貸し出すという整理の中で、市民部とも連携はしますけれども、説明の中心は教育委員会になってきた、というふうなところで、どちらかというと私どものほうが前に出ていくかたちで説明をさせていただいたところです。

上島委員 説明するのは教育委員会じゃなくて、やはり市民部がやるべきじゃないですか。というのは、何か、「これ使ってください」という声としか聞こえないんです。聞いていると。なので、お膳立てをこちらが全部してやって、最後それで、「ここへ来てもらったらいいですよ」ではなくて、本来から言えば、「貸してくれないか」と向こうが頼んで「どうぞ」というのが普通。こちらから「どうぞ使ってください」というようなものではないような気がします。なので、何かものすごく、教育委員会が下手に出て「どうぞどうぞ」というようなのが聞こえてくるもので。後々本当にいいのかなという気がするんです。

教育長 はい。教育次長どうぞ。

教育次長 前回この議論がありましたときに、委員のほうからもそういう御意見をいただいて、確かに、そういうコミュニティのお部屋ということで、市民部の所管すべきところもあると思います。担当の小島さんも行っていただきましたときに、委員がおっしゃっていただいたようなかたちで、こちらのほうから「どうぞ」ではなくて、この中でも御議論いただきましたように、「今回こういうふうにさせていただく。つきましては、ここのコミュニティルームを普通教室にする。地域としてはどうでしょうか」という地域のほうからの御意見も確か聞いていただいたと思いますので、こちらからも下手に出るようなかたちでいったわけではなくて、地域からの御要望も伺ったうえで、こちらのほうとしては「ではそうしましょう」というふうにさせていただいた、と聞いております。今後も、今、委員おっしゃっていただいたように、当然、コミュニティの関係とか

そういったところで市民部が絡んでまいりますので、その辺は私どももきちん と連携してやっていきたいと思います。

上島委員 言い方だと思うんです。恐らくそうはなっていても、聞いているとあまりにも教育委員会が「市民部と連携して」とか、「市民部にお願いして」とか。 市民部からの依頼を受けて貸し出すということを、そうして話すように作っておかないことにはいけないのではないか。聞いた者は「ちょっと待てよ」となってしまうもので。

教育長 教育次長、どうぞ。

教育次長 今、委員がおっしゃっていただきましたように、当時、中村委員からもそういうお話をいただきまして、まるで教育委員会が押し付けられているような感じにも聞こえるということがありまして、私どももやはり、利用される方の視点に立ちますとどうしてもちょっと下手になるような部分があったのかわかりません。ただ、今回の部分につきましてはこの中でも御議論いただきましたように、当然、あくまでも、もともと学校の教室だったところをコミュニティにした。ところが、児童数が増えてきたので元の教室に戻すということで、あそこがもう使えなくなる。それを受けて幼稚園のほうもこういうことになるので、ということで地域の方と話をする中で、地域の方がやはり要るということでございましたので、ではここを使おうということで整理をしていったと思いますので、今後もこういった事案が出てくる場合につきましてはそういうふうに、教育委員会は教育委員会のスタンスをしっかり、きちんと保ってやっていきたいと思います。

教育長 よろしいでしょうか。中村委員、どうぞ。

中村委員 コミュニティルームがある学校というのはいくつありますか。

教育長 誰かわかりますか。はい、南条参事。

青少年・公民館事業担当参事 10校かと思います。

中村委員 ですから、その残り9校がまた同じようなケースだったら、また同じようにするんですか。

教育長 どうですか。教育次長。

教育次長 委員の方がおっしゃっていただいておりますように、やはり教育委員会としては教育委員会のスタンス、持ち分があると思いますので、コミュニティルームの部分になりますと当然、市民部所管の部分がありますので、そこは教育委員会としては市長部局の市民部のほうへきちんと、言うべきことは言ってやっていきたいと思います。

教育長 中村委員、どうぞ。

中村委員 もうこれ以上言いませんけど、このコミュニティルームができたいきさつというのは、まず市民部のほうから「地域の人に空き教室を貸してもらえませんか」ということで、できた部屋ですので、そこを教育委員会として足りないから作ってもらったんじゃないというのも、まず、教育委員会の皆さんがしっかり頭に入れて対応してください。当然、地域活動をしていただく自治会の方の活動を支援するというのは大事なことですので、それを「教育委員会はしないよ」というのではなくて、協力してやっていくんですが、あくまでも市民部が主体で考えていただくことかなと思うので、それを教育は協力するというスタンスを忘れずに、もし異動があってもしっかりそれを前提に対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育長 南条参事。

青少年・公民館事業担当参事 確かに中村委員がおっしゃるように、北立誠の幼稚園を活用するにあたっては、市民部のほうから「コミュニティが使えるようなかたちで」という話があったうえで、今回のような計画を持たせていただいたというふうに考えておりますし、市民部のほうもそういった考えでおりますので、今後についてもその辺りはきちんとやっていきたいと思っております。

教育長 それでは、所管の責任できちんとやってもらうというような部分を大 事にするということで。あと、何か御質問等ありましたら。よろしいでしょうか。

青少年・公民館事業担当参事 すみません。

教育長 南条参事、どうぞ。

青少年・公民館事業担当参事 すみません、先ほど議案の改正については臨時会でというふうなお話をさせていただいたと思うんですけれども、放課後児童クラブとか普通教室に直すための予算、設計の予算の関係なんですけれども、それにつきましてもその補正予算を同じ時期、2月の時期に上げたいというふうに思っておりますので、金額等につきましては次回の教育委員会のときに提案させていただきたいと思います。

上島委員 質問なんだけども、それは学童として要る部分だけの予算ですか。それともあの幼稚園全体を改築するための。

教育長 はい、南条参事。

青少年・公民館事業担当参事 今回の計画に関わる部分ということになります ので、幼稚園舎の部分もそうですけれども、あと北立誠小学校のコミュニティル ームを普通教室に改修をするという、それの部分についても含まれてきます。全 体ということになってきます。

上島委員 幼稚園全体と小学校の部分と。

青少年・公民館事業担当参事 そうです。

教育長 それではこれは北立誠幼稚園を廃止するという議案ですので、よろしいでしょうか。それでは議案第54号につきまして原案どおり承認ということで、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。それでは議案第54号につきましては、原案どおり承認といたします。続きまして議案第55号津市いじめ対策会議委員の一部委嘱替えについて、事務局から説明をお願いします。

教育研究支援課長 教育長。

教育長 伊藤支援課長、どうぞ。

【非公開】

教育研究支援課長 説明 各委員 質疑 教育研究支援課長 説明

教育長 それではないようですので、議案第55号につきまして原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 それでは議案第55号につきまして、原案どおり承認といたします。